

平成18年6月9日

# 株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目9番5号  
(本社事務所)  
名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地の1

## 株式会社 エディオン

代表取締役社長 久保允誉  
証券コード：2730

### 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル 新館15階「京都」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 平成18年3月31日現在貸借対照表および第5期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)損益計算書ならびに営業報告書報告の件
  2. 平成18年3月31日現在連結貸借対照表および第5期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第5期利益処分案承認の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件<br>議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(31頁から39頁)に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件  |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件  |
| 第5号議案 | 補欠の監査役1名選任の件   |
| 第6号議案 | 取締役および監査役の報酬額変更の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、好調な設備投資と底堅い個人消費とがかみ合い、原油価格高騰の長期化や海外経済の減速などの不安材料はあるものの、総じて回復基調で推移しました。

当家電小売業界におきましては個人消費の回復や地上デジタル放送開始地域の拡大により、大画面薄型テレビなどの「デジタル家電」が好調に推移しました。また、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの「生活関連商品」については、高付加価値商品の登場による単価上昇、「暖房機器」については、冬場の記録的な寒波の到来もあって好調に推移しました。しかし、パソコンなど「情報関連商品」は店頭価格下落などの影響により、回復傾向にはあるものの低位で推移しました。

こうした中で当企業グループは、4月には㈱ミドリ電化を株式交換により完全子会社としました。また、5月には子会社4社のショッピングサイトを統合した「エディオンダイレクト (<http://shop.edion.jp>)」を開設し、幅広いアイテムを取り扱う日本最大級のショッピングサイトの運営を開始し、また、都市型大型店として「ミドリ天満橋店」をオープンしました。企業戦略としては、新業態（家具・インテリア・玩具・リフォーム・ソフトなど）の取り組みを進めており、7月に家具、インテリアを販売する「ホームエキスポロックシティ大垣店」、11月には玩具を販売する「ネバーランド」を設置した「エイデン津北店」や家電を中心とした家具・インテリア・玩具等の品揃えを誇る「ミドリ中環東大阪店」をオープンし、2月には玩具・モバイル商品専門の店舗「デオデオネバーランド袋町店」を広島市内にオープンしました。㈱エイデンにおいては、㈱デオデオのノウハウを生かした小型フランチャイズ事業の展開を開始し、地域密着サービスの更なる拡充を図っております。当企業グループはこうした「サービス型小売業」の経営理念を徹底的に追求し続け、大型家電量販店のトップブランドとなることを目指してまいります。

なお、上記の結果による営業店舗の状況と連結業績の概況は以下のとおりとなりました。

## 営業店舗の状況

	前 期 末	期首ミドリ 電化増加	増 加	減 少	差 引	当 期 末
直営店(家電)	196店	82店	*2 17店	*2 9店	+90店	286店
直営店(その他)	52店	3店	8店	15店	4店	48店
直営店 小 計	248店	85店	25店	24店	+86店	334店
F C 店	539店	3店	59店	14店	+48店	587店
合 計	787店	88店	84店	38店	+134店	921店
直営店売場面積	413,940㎡	372,161㎡	126,096㎡	43,000㎡	455,257㎡	869,197㎡

\* 1 . 上記の他に、家電直営店3店舗を建替、15店舗を増床、10店舗を移転しております。

\* 2 . エイデンからミドリ電化に移管した「名張店」はグループとしては増床に含め、上記表中では増減に含めておりません。

## 連結業績の概況

単位：百万円

	17年3月期	18年3月期	増 減 額	前年比(%)
連 結 売 上 高	437,992	714,697	276,705	163.2
営 業 利 益	5,011	8,054	3,043	160.7
経 常 利 益	11,163	20,389	9,226	182.6
当 期 純 利 益	4,918	8,226	3,307	167.3

## 企業集団の商品別連結売上高

区 分 \ 期 別	前 連 結 平成16年4月1日から 会計年度 平成17年3月31日まで		当 連 結 平成17年4月1日から 会計年度 平成18年3月31日まで		前期比増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
映 像 商 品	百万円 91,601	% 20.9	百万円 165,755	% 23.2	% 81.0
音 響 商 品	16,564	3.8	30,286	4.2	82.8
冷 暖 房 商 品	34,085	7.8	64,230	9.0	88.4
家 庭 電 化 商 品	77,289	17.6	148,575	20.8	92.2
情 報 通 信 商 品	118,688	27.1	162,912	22.8	37.3
そ の 他	99,762	22.8	142,936	20.0	43.3
計	437,992	100.0	714,697	100.0	63.2

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 企業集団の地区別連結売上高

区 分	前 連 結 平成16年4月1日から 会計年度 平成17年3月31日まで		当 連 結 平成17年4月1日から 会計年度 平成18年3月31日まで		前期比増減率
	売上高	構 成 比	売上高	構 成 比	
中 部 地 方	百万円 184,432	% 42.1	百万円 231,897	% 32.4	% 25.7
中 国 地 方	167,599	38.3	182,284	25.5	8.8
九 州 地 方	47,115	10.8	49,684	6.9	5.5
四 国 地 方	19,036	4.3	19,115	2.7	0.4
関 東 地 方	18,945	4.3	27,512	3.9	45.2
近 畿 地 方	863	0.2	204,204	28.6	23,558.3
計	437,992	100.0	714,697	100.0	63.2

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 企業集団の対処すべき課題

わが国の経済は、輸出の増加や設備投資が堅調に推移するなど企業収益も回復を見せ始め、個人消費にも明るさが出始めてまいりましたが、家電小売業界においては消費動向の多様化と企業間競争の激化により、今後も厳しい経営環境が続くものと思われます。

こうしたなかで、当企業グループは、商品戦略、チャネル戦略、サービス戦略、事業統合およびエディオンブランドの構築により競合他社との差異化を図っていくことが課題であると考えております。

#### 商品戦略

当企業グループでは、お客様の声をかたちにするオリジナル商品“KuaL”の開発、販売を行っています。昨今、映像・AV家電などを中心に商品ライフサイクルが短くなってきており、独自の商品開発が困難な面もありますが、今後も、エアコンなどの季節・白物商品を中心としたオリジナル商品の開発強化に取り組み、お客様の利便性向上と収益性の強化に努めてまいります。

#### チャネル戦略

お客様の購買シーンが多様化していく中で、当社の子会社である(株)暮らしのデザインでは、インターネットおよびカタログによる家電・家具・インテリア商品のダイレクトマーケティングに取り組んでいます。特に、インターネットにおいては、平成17年5月に、グループ各社のネットショッピング機能を集約し、取組を強化しております。今後も、実店舗との連携を含め、ダイレクトマーケティング機能の強化に努めてまいります。

## サービス戦略

「買って安心、ずっと満足」という精神のもと、当企業グループではサービス体制の充実につとめてまいりました。現在では、家電商品の機能の複雑化およびお客様のニーズの多様化に対応するため、更なるサービス体制の強化を図っていく必要があります。今後は、グループ各社のノウハウを集約し、商品の時間帯配達メニューの充実、出張修理依頼に対する即日訪問の強化、高齢者世帯に向けた電球の取替え、複雑化するAV商品の取り扱い説明など、きめ細かいサービスの提供に取り組んでまいります。

## 事業統合

平成17年4月に株式交換により、㈱ミドリ電化との事業統合を行いました。今後は㈱ミドリ電化との仕入統合やシステムの統合そして財務統合によるCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の導入を早急に推し進め、更なる統合効果を創出し、かつ、一元化された管理体制の下で、当企業グループ全体において、経営理念である「お客様第一主義」の強化を図ってまいりたいと考えております。

## エディオンブランドの構築

当企業グループでは、グループ各社の特徴を最大限に発揮するため、ストアブランドは各社の名称（デオデオ、エイデン、ミドリ）を継続して使用しております。今後は、お客様の認識されるストアブランドと、エディオンというコーポレートブランドの連携を強化し、グループ全体の価値向上に努めてまいります。

### (3) 企業集団の資金調達状況

当社は、平成17年6月30日に株式会社エイデンの社債償還に充てるため、日本生命保険相互会社他3金融機関より3,000百万円を調達いたしました。また、金利上昇リスクの回避およびグループ内の財務安全性確保のため、平成17年12月30日に株式会社名古屋銀行より1,000百万円を、平成18年2月21日に株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより10,000百万円を調達いたしました。

(4) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は、180億63百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(デオデオグループ)				m <sup>2</sup>
新 設	デオデオ祇園店	広島市安佐南区	H17. 4 .23	1,652
"	デオデオ岡南店	岡山県岡山市	H17. 6 .10	2,572
"	デオデオ中庄店	岡山県倉敷市	H17. 6 .10	2,838
"	デオデオ倉敷南店	岡山県倉敷市	H17. 6 .10	2,585
"	デオデオ ネバーランド袋町店	広島市中区	H18. 2 .17	3,352
増 床	デオデオ安来店	島根県安来市	H17. 4 .15	464
"	デオデオ大洲店	愛媛県大洲市	H17.11.18	330
"	デオデオ鳥取本店	鳥取県鳥取市	H17.12.23	33
移 転	デオデオ児島店	岡山県倉敷市	H17. 6 .10	1,749
"	デオデオ下松店	山口県下松市	H17. 6 .24	2,185
(エイデングループ)				m <sup>2</sup>
新 設	ホームエキスポ ロックシティ大垣店	岐阜県大垣市	H17. 7 .26	3,700
移 転	エイデン長久手店	愛知県長久手町	H17. 4 .29	1,337
"	エイデン亀山エコー店	三重県亀山市	H17. 7 .15	1,866
"	エイデン豊川店	愛知県豊川市	H17. 8 . 5	3,606
"	エイデン桑名店	三重県桑名市	H17.12. 9	1,803
"	エイデン津北店	三重県津市	H17.12. 9	2,259
増 床	エイデン四日市北店	三重県四日市市	H17. 8 .27	745

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増加売場 面 積
(ミドリ電化グループ)				m <sup>2</sup>
新 設	ミドリ天満橋店	大阪市中央区	H17. 5 . 27	7,923
"	ミドリ太子店	兵庫県太子町	H17. 6 . 3	3,152
"	ミドリ円町店	京都市中京区	H17. 6 . 10	4,134
"	ミドリ八尾太子堂店	大阪府八尾市	H17. 6 . 17	2,396
"	ミドリ堺インター店	大阪府堺市	H17. 6 . 17	3,439
"	ミドリ紀ノ川店	和歌山県和歌山市	H17. 6 . 24	3,617
"	ミドリ山田川店	京都府精華町	H17. 6 . 24	3,318
"	ミドリ西昆陽店	兵庫県尼崎市	H17. 7 . 1	1,653
"	ミドリ名張店	三重県名張市	H17. 7 . 15	2,947
"	ミドリ中環東大阪店	大阪府東大阪市	H17. 11 . 11	9,726
"	ミドリ神戸学園店	神戸市西区	H17. 11 . 23	3,798
"	ミドリ桂南店	京都市南区	H18. 3 . 10	4,581
"	ミドリ西宮林田店	兵庫県西宮市	H18. 3 . 24	2,621
移 転	ミドリ大和小泉店	奈良県大和郡山市	H17. 6 . 24	1,381
"	ミドリ守山店	滋賀県守山市	H18. 3 . 17	1,469

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移  
 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成14年3月29日から 平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から 平成15年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで
売上高(百万円)	222,784	220,073	434,166	437,992	714,697
経常利益(百万円)	4,445	5,020	10,207	11,163	20,389
当期純利益(百万円)	1,214	1,176	3,017	4,918	8,226
総資産額(百万円)	223,757	230,332	222,614	231,410	319,507
純資産額(百万円)	91,885	92,259	94,465	105,595	128,504
1株当たり純資産額(円)	1,173.94	1,178.26	1,206.46	1,185.82	1,214.84
1株当たり当期純利益(円)	15.52	14.37	37.78	60.58	76.98
自己資本比率(%)	41.1	40.1	42.4	45.6	40.2

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 第1期は、平成14年3月29日から平成14年9月30日までの6ヶ月と3日、第2期は、平成14年10月1日から平成15年3月31日までの6ヶ月の決算期間となっております。  
 3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。  
 なお、発行済株式数の増減は次のとおりであります。  
 第4期 新株予約権の行使による増加 210,000株  
 公募増資による増加 10,000,000株  
 第三者割当増資による増加 500,000株  
 第5期 (株)ミドリ電化との株式交換による増加 16,676,797株

当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成14年3月29日から 平成14年9月30日まで	平成14年10月1日から 平成15年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで
営業収益(百万円)	1,766	1,576	3,322	4,611	5,858
経常利益(百万円)	1,388	1,253	2,442	1,730	2,128
当期純利益(百万円)	1,387	1,082	2,443	1,669	1,344
総資産額(百万円)	96,153	96,509	98,089	173,518	184,224
純資産額(百万円)	96,030	96,321	97,193	109,634	122,066
1株当たり純資産額(円)	1,226.89	1,230.84	1,242.10	1,232.52	1,155.73
1株当たり当期純利益(円)	17.73	13.83	31.23	21.05	12.89
自己資本比率(%)	99.9	99.8	99.1	63.2	66.3

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 第1期は、平成14年3月29日から平成14年9月30日までの6ヶ月と3日、第2期は、平成14年10月1日から平成15年3月31日までの6ヶ月の決算期間となっております。  
 3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数および期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。  
 なお、発行済株式数の増減は次のとおりであります。  
 第4期 新株予約権の行使による増加 210,000株  
 公募増資による増加 10,000,000株  
 第三者割当増資による増加 500,000株  
 第5期 (株)ミドリ電化との株式交換による増加 16,676,797株

## 2. 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当企業グループは、(株)エディオン（以下、当社）と、完全子会社である(株)デオデオ、(株)エイデン、(株)ミドリ電化および(株)暮らしのデザインならびにそれぞれの子会社9社を含め子会社13社、および関連会社3社で構成され、家庭電化商品および情報通信機器の販売を主な事業とし、(株)デオデオの中国地方、(株)エイデンの中部地方および(株)ミドリ電化の近畿地方を基盤に四国、九州、関東地方など広範囲にわたり家電量販店を展開しております。

(株)デオデオおよび(株)エイデンは平成14年3月29日、株式移転により当社を設立し、エディオングループを発足させました。

また、当社は平成17年4月1日に株式交換により(株)ミドリ電化を完全子会社としました。

当社は、(株)デオデオ、(株)エイデン、(株)ミドリ電化および(株)暮らしのデザインの株式を所有することにより、当企業グループの事業活動を支配し、営業統括本部と管理統括本部の2本部体制で各子会社を管理しております。

エディオングループの取扱商品を大別すると、次のとおりであります。

品 種	主 要 商 品
映 像 商 品	テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ・ビデオおよびビデオカメラ・デジタルカメラ・DVDレコーダー等
音 響 商 品	コンポーネントステレオ・ミニコンポ・ポータブルMD・テープレコーダー・ラジオ等
冷 暖 房 商 品	エアコン・ストーブ・ファンヒーター・電子カーペット・家具調コタツ等
家 庭 電 化 商 品	冷蔵庫・レンジ・調理用品・洗濯機・クリーナー・理美容用品・住宅設備機器・照明器具等
情 報 通 信 商 品	パソコン・パソコン周辺機器およびパソコンソフト・携帯電話・ファックス・電卓・電子手帳等
そ の 他	コンパクトディスク・DVDソフト・電子楽器・電池・電球・電子部品・ホームセンター商品・収納家具等の販売と家庭電化商品等の配送・設置・修理・工事等のサービス

(2) 企業集団の営業店の配置状況

会 社 名	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
(株) デ オ デ オ	家庭電化商品等の販売	116	561	677	5	23	28
(株) エ イ デ ン	家庭電化商品等の販売	80	22	102	5	21	16
(株) ミ ド リ 電 化	家庭電化商品等の販売	94	4	98	9	1	10
家 電 店 舗 小 計		290	587	877	9	45	54
(株) ホ ー ム エ キ ス ポ	ホームセンター商品等の販売	7	-	7	2	-	2
(株) デ ィ ス ク ス テ ー シ ョ ン	CD・DVDソフト等の販売・レンタル	8	-	8	-	-	-
(株) エ イ デ ン コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンズ	携帯電話等の販売	29	-	29	6	-	6
そ の 他 店 舗 小 計		44	-	44	8	-	8
合 計		334	587	921	1	45	46

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 300,000,000株  
 発行済株式の総数 105,665,636株  
 株主数 15,791名

(注) 発行済株式総数は、株式会社ミドリ電化と平成17年4月1日に株式交換したことにより、前営業年度末より16,676,797株増加しております。

#### (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	8,841 <sup>千株</sup>	8.36 <sup>%</sup>	- <sup>千株</sup>	- <sup>%</sup>
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	8,221	7.78	-	-
興富株式会社	6,000	5.67	-	-
株式会社ダイイチ	5,779	5.46	-	-
エディオングループ 社員持株会	5,258	4.97	-	-
久保允誉	2,435	2.30	-	-
安保詮	2,250	2.12	-	-
株式会社三菱東京 UFJ銀行	1,692	1.60	-	-
ザチェースマンハッタン バンクエヌエイロンドンエス エルオムニバスアカウント	1,686	1.59	-	-
株式会社広島銀行	1,621	1.53	-	-

(注) 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

#### (5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

取得株式

普通株式

10,063株

取得価額の総額

18百万円

処分株式

普通株式

171株

処分価額の総額

0百万円

決算期末における保有株式

普通株式

47,489株

#### (6) 新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (7) 企業集団および当社の従業員の状況

企業集団の状況

従業員数 8,413名

当社の状況

従業員数	前期末比増減 ( )	平均年齢	平均勤続年数
246名	20名	42歳1か月	18年3か月

(注) 1. 従業員数には出向社員240名を含んでおり、平均勤続年数はグループ会社での勤続年数を通算しております。

2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。

## (8) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	所在地	設立年月	資本金	当社議決権比率	主な事業内容
(株) デオデオ	広島市中区	昭和22年5月	百万円 19,294	100.0%	家庭電化商品等の販売
(株) エイデン	名古屋市中村区	昭和30年4月	12,694	100.0	家庭電化商品等の販売
(株) ミドリ電化	兵庫県尼崎市	昭和36年8月	1,560	100.0	家庭電化商品等の販売
(株) 暮らしのデザイン	東京都品川区	平成14年3月	300	100.0	家具・インテリアのカタログ通販事業
(株) デオデオ商事	広島市南区	平成8年10月	300	(100.0)	家庭電化商品等の販売
(株) エイデンコミュニケーションズ	名古屋千種区	平成12年5月	300	(100.0)	携帯電話等の販売
(株) コムネット	愛知県春日井市	昭和58年2月	100	(100.0)	家庭電化商品等の修理および配送設置・工事
(株) ディスクステーション	名古屋名東区	平成3年5月	100	(100.0)	ビデオソフトレンタルおよびCD・DVDソフト等の販売
(株) ホームエキスポ	名古屋千種区	平成13年1月	100	(100.0)	ホームセンター商品等の販売
(株) エヌワーク	名古屋千種区	昭和48年12月	30	(100.0)	電算システムの運営および開発
エム・イー・ティー 特定目的会社	東京都千代田区	平成13年5月	5,300		資産流動化計画に基づく特定資産の管理
ミドリサービス(株)	兵庫県尼崎市	昭和44年5月	20	(100.0)	家庭電化商品等の配送・荷役
(株) ミドリ	千葉県市柏市	昭和58年6月	20	(100.0)	家庭電化商品等の販売

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。また、( )内の数値は子会社を通じて間接に保有する議決権比率を表示しております。

## 企業結合の経過

経営基盤の拡充と経営体質の一層の強化を期し、競争力のある企業グループを確立することを目的として、平成17年4月1日に株式交換を行い、㈱ミドリ電化およびその子会社のミドリサービス㈱と㈱ミドリを子会社としております。

## 企業結合の成果

前記「1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

### (9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
第一生命保険相互会社	百万円 800	千株 1,296	% 1.22
明治安田生命保険相互会社	450	736	0.69
日本生命保険相互会社	450	702	0.66
愛知県信用農業協同組合連合会	1,000	-	-
株式会社名古屋銀行	2,000	61	0.05
株式会社三井住友銀行を エージェントとするシンジケート団	10,000	805	0.76
株式会社三菱東京UFJ銀行を エージェントとするシンジケート団	10,000	982	0.93
株式会社三菱東京UFJ銀行を エージェントとするコミットメントライン	10,000	5,084	4.81

(注) 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団は、株式会社静岡銀行その他の23行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団は株式会社十六銀行その他の26行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするコミットメントラインは、株式会社広島銀行その他の16行で構成されており、「借入金残高」欄および「借入先が有する当社の株式」の欄には、個々の構成会社の当該数値の合計を記載しております。

(10) 取締役および監査役の状況

役名	氏名	担当または主要な職業
代表取締役社長	久保允誉	(株)デオデオ取締役会長
取締役副社長	岡嶋昇一	(株)エイデン代表取締役社長
取締役副社長	梅原正幸	(株)ミドリ電化代表取締役社長
取締役副社長	友則和寿	(株)デオデオ代表取締役社長
取締役	柳田勉	商品統括本部長
取締役	藤川誠	総務人事部長
取締役	村田博雄	(株)ミドリ電化代表取締役専務
取締役	外山晋吾	経営企画室長
常勤監査役	佐々木正弘	(株)エイデン監査役
監査役	石田勝治	(株)デオデオ常勤監査役
監査役	細田浩司	(株)デオデオ監査役
監査役	異相武憲	弁護士
監査役	沖中隆志	税理士

- (注) 1. 監査役のうち、細田浩司、異相武憲、沖中隆志の3名は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当該営業年度中の取締役および監査役の異動  
飛鳥井博文、桂川恒巳の2名は、平成17年6月29日付にて取締役を退任いたしました。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	24百万円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社または当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	24百万円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	9百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

### 3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

#### 石丸電気株式会社との資本提携合意について

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会での決議を経て、石丸電気株式会社との間で資本提携に関して合意いたしました。

#### ・資本提携の主旨

当企業グループは、「サービス型小売業」「地域のお客様に密着した事業展開」を理念として、中部、近畿、中国・四国・九州地方の西日本で売上シェアNo.1の、店舗数921店舗を展開する家電量販店グループであり、石丸電気グループは、1945年の創業以来、「お客様満足主義」をモットーに、秋葉原電気街を中心として関東地方に21店舗を展開する総合家電量販店であります。今回の資本提携により、エディオンは関東地方の店舗ネットワークをさらに補完することができ、将来的に関東地方を含むより広範囲で魅力的な物流・サービス網の構築を目指すことができます。また石丸電気は、仕入統合とノウハウの共有により、より強力なバイイングパワーとスケールメリットを享受でき、一層の経営効率の向上が図られます。

両社はともに「お客様第一主義」「サービス重視の経営」という同じ経営理念をベースにしており、この度の資本提携により、相互に大きな相乗効果が得られるものと認識しております。

#### ・資本提携先の内容

会社名	石丸電気株式会社
本店所在地	東京都千代田区
代表者	代表取締役社長 石丸 俊之
設立年月	昭和41年1月
事業の内容	家庭電化商品等の販売
資本金	100百万円（平成18年3月期）
売上高	41,000百万円（平成18年3月期見込）
店舗数	19店舗（平成18年3月20日現在）
従業員数	612名（平成18年3月20日現在）

#### ・株式取得の日程

平成18年4月27日	資本提携に関する基本合意書承認取締役会
平成18年6月下旬（予定）	株式譲渡契約承認取締役会
平成18年7月（予定）	株式譲渡日

# 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	13,911	支払手形及び買掛金	51,711
受取手形及び売掛金	20,879	短期借入金	14,500
たな卸資産	79,658	一年内返済予定の長期借入金	13,051
繰延税金資産	4,639	一年内償還予定の社債	240
その他の	10,145	未払法人税等	4,290
貸倒引当金	130	未払消費税等	1,103
流動資産合計	129,104	賞与引当金	4,708
固定資産		ポイント引当金	5,721
1 有形固定資産		その他の	25,061
建物及び構築物	68,544	流動負債合計	120,388
器具及び備品	4,343	固定負債	
土地	58,478	社債	1,040
建設仮勘定	3,803	長期借入金	48,625
その他の	1,829	繰延税金負債	48
有形固定資産合計	136,999	再評価に係る繰延税金負債	2,663
2 無形固定資産		退職給付引当金	7,311
連結調整勘定	1,087	役員退職慰労引当金	632
その他の	7,503	その他の	9,268
無形固定資産合計	8,590	固定負債合計	69,589
3 投資その他の資産		負債合計	189,978
投資有価証券	4,571	(少数株主持分)	
繰延税金資産	3,892	少数株主持分	1,024
差入保証金	31,592	(資本の部)	
その他の	5,133	資本金	10,174
貸倒引当金	489	資本剰余金	83,419
投資その他の資産合計	44,700	利益剰余金	50,262
固定資産合計	190,290	土地再評価差額金	16,253
繰延資産		その他有価証券評価差額金	946
開業費	66	自己株式	46
新株発行費	45	資本合計	128,504
繰延資産合計	112	負債、少数株主持分及び資本合計	319,507
資産合計	319,507		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金	額
売上高		714,697
売上原価		556,932
売上総利益		157,765
販売費及び一般管理費		149,711
営業外利益		8,054
受取利息及び配当金	329	13,547
仕入割引	11,115	
投資有価証券売却益	132	
その他の	1,970	
営業外費用		1,211
支持分法による投資損失	691	
貸倒引当金繰入額	18	
その他の	19	
経常利益	483	
特別利益		20,389
固定資産売却益	6	903
貸倒引当金戻入	0	
退職給付規程改訂	745	
その他の	150	
特別損失		5,218
固定資産売却損	36	
固定資産除却損	1,564	
投資有価証券評価損	305	
投資有価証券売却損	89	
賃貸借契約解約損	126	
減損	2,063	
総合型基金脱退	848	
その他の	184	
税金等調整前当期純利益		16,075
法人税、住民税及び事業税	6,686	
法人税等調整額	1,062	7,748
少数株主利益		100
当期純利益		8,226

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

子法人等は全て連結されております。

連結子法人等の数 13社

重要な子法人等の社名は、営業報告書「2.企業集団および会社の概況 (8) 企業結合の状況 重要な子法人等の状況」に記載しております。

なお、平成17年4月1日に㈱ミドリ電化と株式交換したことにより、同社、㈱ミドリおよびミドリサービス㈱の3社が連結子法人等となったため、連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

3社 ㈱ふれあいチャンネル

㈱サンフレッチェ広島

㈱ジェイ・エイチ・エヌ中国

なお、前連結会計年度において持分法を適用した㈱ミドリ電化は、平成17年4月1日に株式交換により連結子法人等となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において持分法を適用した安芸ケーブルテレビ㈱は平成18年3月10日に㈱ふれあいチャンネルと合併しております。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうちエム・イー・ティー特定目的会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、前述の決算日の翌日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4. 株式移転に伴う資本連結手続に関する事項

㈱デオデオと㈱エイデンは、株式移転制度を利用して完全親会社となる㈱エディオンを設立いたしました。この企業結合に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号)に準拠し、持分プーリング法を適用しております。

### 5. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法(定額法)によっております。

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法によって算出しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産 商品	評価基準は原価法によっております。 評価方法
貯蔵品	家庭電化商品については移動平均法と先入先出法によっております。(移動平均法は主として㈱デオデオ、㈱エイデンの商品に、先入先出法については主として㈱ミドリ電化の商品に適用されております。)また、ホームセンター商品については売価還元法によっております。 最終仕入原価法による原価法によっております。
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法 有形固定資産	建物(建物付属設備を除く)については定額法によっております。ただし平成10年3月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。建物以外の有形固定資産については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
無形固定資産	建物及び構築物 2～60年 器具及び備品 2～20年 定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
(3) 繰延資産の処理方法 創立費	旧商法施行規則の規定により、5営業年度にわたり毎期均等額を償却しております。
開業費	旧商法施行規則の規定により、5営業年度にわたり毎期均等額を償却しております。
新株発行費	旧商法施行規則の規定により、3営業年度にわたり毎期均等額を償却しております。
(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生時の連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
ポイント引当金	ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、期末における将来見込み利用額を計上することとしております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

6. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

7. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積もり年数で、その他については5年間で均等償却しております。

会計方針の変更

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより営業利益および経常利益はそれぞれ181百万円増加し、税金等調整前当期純利益は、1,882百万円減少しております。

## 注記事項

### 連結貸借対照表関係

1.	有形固定資産の減価償却累計額	71,138百万円
2.	関連会社に対する株式	367百万円
3.	担保提供資産	
	建物及び構築物	9,781百万円
	土地	14,047 "
	計	23,829百万円
4.	債務保証	2,087百万円
5.	連結子法人等の(株)デオデオおよび(株)エイデンは土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。	
	再評価の方法	
	「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行う方法によっております。	
	再評価を行った日	
	(株)デオデオ	平成14年3月31日
	(株)エイデン	平成14年3月28日
	再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価格との差額	
	(株)デオデオ	10,487百万円
	(株)エイデン	1,583 "
6.	自己株式数	47,489株

### 連結損益計算書関係

1.	「販売費及び一般管理費」のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。	
	広告及び販売促進費	17,362百万円
	貸倒引当金繰入額	18 "
	ポイント引当金繰入額	5,721 "
	給料手当及び賞与	49,701 "
	賞与引当金繰入額	3,671 "
	退職給付費用	1,008 "
	役員退職慰労引当金繰入額	86 "
	営業用賃借料	18,401 "
	減価償却費	8,779 "
2.	1株当たり当期純利益	76円98銭

# 株式会社 エディオン 貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	5,064	買掛金	25,568
売掛金	16,975	短期借入金	10,000
繰延税金資産	109	一年内返済予定の長期借入金	600
短期貸付金	27,251	未払金	570
未収入金	537	未払法人税等	69
前払費用	55	未払消費税等	98
その他	5	預り金	462
流動資産合計	50,000	賞与引当金	191
固定資産		その他	20
1 有形固定資産		流動負債合計	37,580
建物	3	固定負債	
構築物	0	長期借入金	24,100
器具備品	69	長期未払金	476
有形固定資産合計	73	固定負債合計	24,576
2 無形固定資産		負債合計	62,157
商標権	32		
ソフトウェア	1,607	(資本の部)	
その他	210	資本金	10,174
無形固定資産合計	1,850	資本剰余金	
3 投資その他の資産		資本準備金	62,371
関係会社株式	122,508	その他資本剰余金	47,500
関係会社長期貸付金	10,100	資本準備金減少差益	47,500
長期前払費用	65	自己株式処分差益	0
繰延税金資産	2	資本剰余金合計	109,871
保証金	5	利益剰余金	
長期預金	200	当期未処分利益	2,066
投資損失引当金	627	利益剰余金合計	2,066
投資その他の資産合計	132,254	自己株式	46
固定資産合計	134,178	資本合計	122,066
繰延資産		負債・資本合計	184,224
新株発行費	45		
繰延資産合計	45		
資産合計	184,224		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株式会社 エディオン 損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

区 分	金	額
営業収益		
受取配当金	1,929	
経営指導料	537	
業務委託手数料	3,391	
その他	0	5,858
営業費用		
一般管理費		3,723
営業利益		2,134
営業外収益		
受取利息	196	
その他	41	238
営業外費用		
支払利息	188	
創立費償却	18	
新株発行費償却	37	245
経常利益		2,128
特別損失		
固定資産除却損	22	
投資損失引当金繰入額	627	649
税引前当期純利益		1,478
法人税、住民税及び事業税	139	
法人税等調整額	5	133
当期純利益		1,344
前期繰越利益		1,778
中間配当額		1,056
当期末処分利益		2,066

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 3～15年

構 築 物 18年

器具備品 4～10年

無形固定資産 定額法によっております。

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

### (3) 繰延資産の処理方法

創 立 費

旧商法施行規則の規定により、5営業年度にわたり毎期均等額を償却しております。

新 株 発 行 費

旧商法施行規則の規定により、3営業年度にわたり毎期均等額を償却しております。

### (4) 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上しております。

### (5) ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利交換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

### (6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

当営業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日））を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

### 3. その他の注記

#### (貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額	57百万円
関係会社に対する短期金銭債権	44,236 "
関係会社に対する長期金銭債権	10,100 "
関係会社に対する短期金銭債務	465 "

#### (損益計算書関係)

関係会社との営業取引	
営業収益	5,858百万円
営業費用	173 "
営業取引以外の取引高	196 "
1株当たり当期純利益	12円89銭

## 株式会社 エディオン 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
<u>当 期 未 処 分 利 益 の 処 分</u>	
当 期 未 処 分 利 益	2,066,310,774
これを下記のとおり処分いたします。	
株 主 配 当 金 ( 1 株 に つ き 10 円 )	1,056,181,470
次 期 繰 越 利 益	1,010,129,304
<u>そ の 他 資 本 剰 余 金 の 処 分</u>	
そ の 他 資 本 剰 余 金	47,500,149,456
これを下記のとおり処分いたします。	
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高	47,500,149,456

- (注) 1. 平成17年12月9日に、1,056,231,440円(1株につき10円)の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金は、当期末の発行済株式総数から自己株式(47,489株)を除いて算出しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社エディオン  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 田島和憲 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 薬袋政彦 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い株式会社エディオン及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当連結会計年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

後発事象

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### 3. 後発事象

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会での決議を経て、石丸電気株式会社との間で資本提携に関して合意いたしました。

平成18年5月18日

#### 株式会社エディオン 監査役会

常勤監査役	佐々木	正弘	ⓐ
監査役	石田	勝治	ⓐ
監査役	細田	浩司	ⓐ
監査役	異相	武憲	ⓐ
監査役	沖中	隆志	ⓐ

(注) 監査役細田浩司、同異相武憲および同沖中隆志は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役ではありません。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

株式会社エディオン  
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田島和憲 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 葉袋政彦 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

後発事象

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会そのほか重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況の調査を行いました。また必要に応じて、子会社から営業の報告を求め、子会社に赴き業務及び財産の状況の調査をし、子会社の監査役と相互に情報を伝達し意見を交換しました。

さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査方法のほか、必要に応じて当該取引の状況を調査する方法によって監査しました結果、取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

### 3. 後発事象

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会での決議を経て、石丸電気株式会社との間で資本提携に関して合意いたしました。

平成18年5月18日

### 株式会社エディオン 監査役会

常勤監査役 佐々木 正 弘 ㊟

監 査 役 石 田 勝 治 ㊟

監 査 役 細 田 浩 司 ㊟

監 査 役 異 相 武 憲 ㊟

監 査 役 沖 中 隆 志 ㊟

(注) 監査役細田浩司、同異相武憲および同沖中隆志は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,054,264個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第5期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類26頁に記載のとおりであります。

当期末の株主配当金につきましては、安定的な配当を継続することを基本とし、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

なお、昨年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき20円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社に設置する機関を定めるため、条文を新設するものであります。

株券を発行する旨定めるため、条文を新設するものであります。

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限する旨定めるため、条文を新設するものであります。

取締役会の招集および決議について明確に定めるとともに、書面または電磁的方法による取締役会の決議が行えるよう、所要の変更および条文の新設を行うものであります。

株主総会の招集地を定める旨条文を新設するものであります。

株主総会の招集に際して提供すべき情報について、インターネットを利用した開示により提供することができる旨定めるため、条文を新設するものであります。

議決権の代理行使について明確に定めるため、所要の変更を行うものであります。

補欠の監査役の選任の効力を延長するため、所要の変更を行うものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに、商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するものであります。

(2) 当社の公告方法として電子公告を導入するため、所要の変更を行うものであります。

(3) 取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議により法令の範囲内で取締役の責任免除が行える旨、および社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨定めるため、条文を新設するものであります。

なお、本件につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

(4) 監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議により法令の範囲内で監査役の責任免除が行える旨、および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨定めるため、条文を新設するものであります。

(5) 上記変更に伴い、条数の変更、文言の修正など条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>第1章 総 則 (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、300,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p>第1章 総 則 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、300,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>

現 行	変 更 案
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)  <b>第7条</b> 当社の1単元の株式の数は、100株とする。          当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  <b>第9条</b> 当社の単元株式数は、100株とする。          当社は、本定款第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない</u>。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)  <b>第10条</b> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。          1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利          2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利          3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利          4. 単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利</p>
<p>(単元未満株式の買増請求)  <b>第8条</b> 当社の単元未満株式を有する株主または実質株主(以下「<u>株主</u>」という。)は、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「<u>買増請求</u>」という。)することができる。  <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)  <b>第9条</b> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。          名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)  <b>第11条</b> 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)  <b>第12条</b> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。          株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>

現 行	変 更 案
<p>当会社の株主名簿、実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>	<p>当会社の株主名簿、実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株券の種類および株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第13条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日) 第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議にもとじてあらかじめ公告したうえ、一定期日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とみなすことがある。</p>	<p>(基準日) 第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議にもとじてあらかじめ公告したうえ、一定期日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集) 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。 前項の招集権者および議長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集地) 第16条 当会社は、東京都区内で株主総会を開催する。 (招集権者および議長) 第17条 (現行どおり) (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当る議決権を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、13名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当る議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>代表取締役が複数あるときは取締役会の決議により職務分担を定める。</p> <p>取締役会の決議により、会長、社長各1名、副社長、専務、常務各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</p> <p>社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>取締役会は、その決議により会長、社長各1名、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 (現行どおり)</p> <p>社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)  <b>第21条</b> 取締役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)  <b>第22条</b> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  <b>第27条</b> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)  <b>第28条</b> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)  <b>第29条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会  (員数)  <b>第23条</b> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)  <b>第24条</b> 監査役は、株主総会において選任する。  監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当る議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)  <b>第30条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。  当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会  (員数)  <b>第31条</b> (現行どおり)</p> <p>(選任方法)  <b>第32条</b> 監査役および補欠の監査役は、株主総会において選任する。  監査役および補欠の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>

現 行	変 更 案
<p>(監査役補欠者)</p> <p><u>第25条 当会社は、法令または定款で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会の決議をもって監査役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p><u>監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当る議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p><u>監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催のときまでとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第26条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>補欠として選任された監査役および監査役補欠者が監査役に就任した際の任期は、退任監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第27条 監査役は互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第29条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するまでとする。</u></p> <p><u>補欠の監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催のときまでとする。</u></p> <p><u>補欠の監査役が就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第34条 利益配当金および中間配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払いの利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(附則の削除)</p> <p>第1条 本定款の附則は、それぞれの適用期間経過後に削除するものとする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもつて、同法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算 (事業年度)</p> <p>第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払いの剰余金の配当および中間配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。  
 つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。  
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	くぼまさたか 久保 允 誉 (昭和25年2月18日)	昭和56年6月 第一産業株式会社 (現 株式会社デオデオ) 取締役 昭和56年7月 同社常務取締役 昭和62年6月 同社専務取締役 平成3年6月 同社代表取締役副社長 平成4年4月 同社代表取締役社長 平成14年3月 当社代表取締役会長 平成15年7月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 株式会社デオデオ代表取締役会長 平成16年6月 株式会社デオデオ取締役会長 (現任) (他の会社の代表状況) 株式会社ダイイチ代表取締役社長 株式会社サンフレッチェ広島代表取締役社長 株式会社ふれあいチャンネル代表取締役副社長 株式会社暮らしのデザイン代表取締役会長	2,435,370株
2	おかじましょういち 岡 嶋 昇 一 (昭和25年11月22日)	昭和56年3月 株式会社栄電社 (現 株式会社エイデン) 取締役 昭和62年1月 同社常務取締役 昭和63年5月 同社代表取締役専務 平成3年5月 同社代表取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成15年7月 当社代表取締役副社長 平成16年6月 当社取締役副社長(現任)	1,427,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
3	うめ はら まさ ゆき 梅原正幸 (昭和29年1月1日)	昭和63年5月 株式会社ミドリ電化取締役 平成12年6月 同社代表取締役副社長 平成13年7月 同社代表取締役社長(現任) 平成17年4月 当社取締役副社長(現任) (他の会社の代表状況) ミドリサービス株式会社代表取締役社長 株式会社ミドリ代表取締役社長	315,000株
4	とも のり かず とし 友則和寿 (昭和26年2月28日)	平成2年6月 株式会社ダイイチ (現 株式会社デオデオ) 取締役 平成2年10月 同社常務取締役 平成7年6月 同社取締役副社長 平成14年3月 当社取締役 平成15年7月 株式会社デオデオ代表取締役社長 (現任) 平成17年4月 当社取締役副社長(現任) (他の会社の代表状況) 株式会社デオデオ商事代表取締役社長	14,756株
5	やなぎ た つとむ 柳田勉 (昭和21年8月26日)	平成7年6月 株式会社ダイイチ (現 株式会社デオデオ) 取締役 平成12年7月 同社常務取締役(現任) 平成16年10月 当社商品統括本部長(現任) 平成16年12月 当社取締役(現任)	12,787株
6	ふじ かわ まこと 藤川誠 (昭和23年10月5日)	平成8年6月 株式会社エイデンサカキヤ (現 株式会社エイデン) 取締役 平成11年4月 同社常務取締役(現任) 平成14年3月 当社取締役(現任) 平成16年10月 当社総務人事部長(現任)	17,400株
7	むら た ひろ お 村田博雄 (昭和24年9月9日)	平成3年8月 株式会社ミドリ電化取締役 平成8年12月 同社常務取締役 平成16年5月 同社代表取締役専務(現任) 平成17年4月 当社取締役(現任)	77,407株
8	と やま しん ご 外山晋吾 (昭和47年3月26日)	平成16年6月 当社取締役(現任) 平成17年3月 当社経営企画室長(現任)	1,300株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役佐々木正弘、石田勝治、細田浩司、異相武憲の4氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	さ さ き ま さ ひ ろ 佐々木 正 弘 (昭和19年7月12日)	平成13年6月 株式会社エイデン取締役 平成14年4月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成16年6月 同社監査役(現任) 平成16年6月 当社監査役(現任)	21,902株
2	い し だ か つ じ 石田 勝 治 (昭和15年12月22日)	平成2年6月 株式会社ダイイチ (現 株式会社デオデオ)取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成14年3月 当社取締役 平成15年6月 株式会社デオデオ監査役(現任) 平成15年6月 当社監査役(現任)	16,647株
3	い そ う た け の り 異 相 武 憲 (昭和25年7月30日)	昭和55年4月 弁護士登録 昭和58年4月 異相法律事務所開設 平成7年6月 株式会社エイデンサカキヤ (現 株式会社エイデン)監査役 (現任) 平成14年3月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 監査役候補者異相武憲氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 本議案をご承認いただきますと、当社の監査役は、在任社外監査役である  
沖中隆志氏を含め、4名となります。

第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

平成17年6月29日開催の第4回定時株主総会において補欠の監査役に選任された加藤栄次氏の選任の効力は本定時株主総会開催の時までとされておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案をご承認いただきますと、補欠の監査役の任期は選任後4年以内の定時株主総会開催の時までとなりますが、加藤栄次氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
かとう えいじ 加藤 栄次 (昭和23年4月4日)	昭和47年4月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 昭和49年11月 監査法人丸の内会計事務所入所 昭和56年9月 公認会計士 加藤栄次事務所 開業、現在に至る 平成16年6月 株式会社エイデン監査役(現任) 平成16年6月 当社補欠の監査役に選任	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠の監査役候補者加藤栄次氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。

#### 第6号議案 取締役および監査役の報酬額変更の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、株式移転による株式会社エディオン設立に係る、平成13年12月25日開催の株式会社デオデオおよび株式会社エイデン両社の臨時株主総会において、取締役は月額3,500万円以内、監査役は月額500万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化および諸般の事情を考慮し、また、より弾力的な報酬政策が可能となるよう、月額表示を年額表示にあらため、取締役の報酬額を年額5億5,000万円以内に、監査役の報酬額を年額1億円以内にそれぞれ変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、第3号議案および第4号議案をご承認いただきますと、取締役は8名、監査役は4名となります。

以 上

(MEMO)

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

A series of 15 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

## 第5回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル 新館15階「京都」
- 最寄りの駅 JR 品川駅・京浜急行品川駅 下車徒歩3分
- お 願 い : 当日は駐車場の混雑が予想されますので、  
お車でのご来場はご遠慮お願い申し上げます。

〔会場付近略図〕

